

令和4年 第3回定例会 口頭報告

(令和4年9月20日)

令和4年度 定期監査第一期の結果について、ご報告いたします。

第一期では、政策経営部をはじめとする11の部局を対象に、主に令和3年度の事務事業について監査を実施いたしました。その結果、指摘事項が1点ございました。

指摘事項は「個人情報を取り扱う業務の外部委託について」でございます。

個人情報を含む業務の外部委託にあたっては、個人情報の漏洩等を未然に防ぐ手立てをしっかりと講じる必要があります。特に委託事業者に再委託を認める場合には、再委託先事業者への管理統制を含め、より慎重な対応が求められるところです。この観点から個人情報を取り扱う業務を外部委託する場合、「仕様書」

及び「個人情報を取り扱う業務委託契約仕様書別紙」に基づいて契約することとされています。

ところで、情報システム課及び人事課は、個人情報を取り扱う業務の外部委託契約において、業務の再委託を認めておりますが、この契約について監査したところ、以下の不適切な点が認められました。

一点目は「仕様書」の不適切な規定です。

「仕様書」では、受託事業者が、区に一部業務の再委託の承諾を求める場合は、「再委託先に対する管理方法等を書面で提出し、『再委託届出書』により区の承諾を求める」とされており、しかし、「再委託届出書」様式の本文は、「再委託を実施いたしますので、報告します」と記載され、区の承諾を求める申請書になっておらず、承諾制としながら、実態は届出制を認めるという不適切な内容の規定となっていました。

二点目は、定められた手続の不履行です。

書面で提出すべきとされている再委託先に対する

管理方法等を説明する書面が提出されておらず、「個人情報を取り扱う業務委託契約仕様書別紙」に規定されている「書面による承諾」が実施されていませんでした。また、「仕様書」において、受託者が提出すべきと規定されている「受託者から委託を受けた者は、受託者が履行すべき義務を負う旨明記した、受託者及び再委託を受けた者との連名による書面」も提出されていませんでした。

以上の運用を見ると、区は、再委託先の業務遂行能力や再委託先に対する管理方法等を確認することなく委託先の届出書により再委託を認めている実態にあり、「仕様書」、及び「個人情報を取り扱う業務委託契約仕様書別紙」に定められた「承諾」制度の趣旨に沿った手続きを履行しておりません。これは、再委託先の個人情報の管理状況を把握することなく、個人情報を取り扱う業務の再委託を事業者任せにしている可能性が極めて高く、不適切であると考えます。

今後このような事務の執行が繰り返されることが

ないよう、必要な改善措置を講じるよう指摘いたしました。

また、この指摘事項にあわせて、「『個人情報を取り扱う業務委託契約仕様書別紙』を見直すことにより、①再委託先の、個人情報の管理状況や個人情報保護に係る社内体制の信頼性等を把握したうえで、再委託の承諾を行う仕組みを明確化されたいこと、及び②個人情報保護の徹底について、直接の契約相手方でない再委託業者に対し、委託業者を通じて確実に統制を効かせることができる措置を講じられたいこと」との監査委員意見を付しております。

執行機関におかれましては、業務を適正に執行し、区民の負託に応える区政運営に引き続きご尽力いただくようお願い申し上げます。

以上をもちまして、定期監査第一期の報告とさせていただきます。